

【第4回なかの保育園保護者説明会】

- ◆ 日 時 平成19年1月19日（金） 18時37分～
- ◆ 場 所 なかの保育園
- ◆ 出席者 なかの保育園保護者 5名
- ◆ 内容等

⇒ ご質問の前に、ご連絡差し上げる。盛岡市立なかの保育園移管先法人選定の考え方は、津志田保育園の場合と基本的に同じである。しかし、新着状況の差異により7. スケジュールが、また、4. 保育所園舎建築に係る資金計画等が異なる。津志田保育園は0歳児保育実施による園舎拡充はあるが、なかの保育園は園舎建築をするため、移管先法人において相当の資金を要することから加えたものである。簡単にご説明差し上げた。

○ 7. スケジュールについて、確認させていただきたい。4月に公募に先立ち委員会設置、公募、委員会での選定の順に行われるということによろしいか。更に、7月に移管先法人決定及び保護者会への説明があるということによろしいか。そうすると、8月以降の保護者会と移管先法人の接触はどのようになるのか。

⇒ スケジュールでお示ししている、7月の3者機関の設置により市、移管先法人、保護者会の3者により会議をもちたい。会議内容は、引継ぎ保育等、所謂、「人・モノ・金」をどのようにしていくかを、三者で協議していきたい。モノは備品や保護者会からの寄付等、金は市と移管先法人との話し合いになる。

⇒ 補足させていただく。3者機関は移管前だけでなく、移管後も定期的に継続して行う予定である。運営のチェック等のため開催するもので、開催のペースはそのときの話し合いとなる。

○ 前回までの説明会で、保護者の希望は民営化計画に追加する形ではなく、移管先法人決定後の3者協議で織り込まれていくものであると説明を受けた。8月の移管計画策定のための協議や移管計画策定のあたりに、詳細に係る協議となるのか伺いたい。保護者会として、移管先法人との細かい協議内容について詰めていきたいので、詳しく聞かせてほしい。

⇒ 一つには、法人選定に保護者会がどのように関わっていくかということがある。選定委員の一人として保護者代表の方にご参加いただき、評価の配点基準等についてご意見をいただくという関わり方である。

もう一つは、移管先法人公募条件に、重視する点として盛り込むよう皆様のご意見を市にお出しいただくというかわり方である。津志田保育園における募集要項を一例にすれば、定員及び受け入れ人数の項目が挙げられる。民営化計画内にはないが、市として待機児童解消のため、法人が定員増加を提案いただいた場合、そのことを重視する。更に挙げれば、保育士の経験年数及び年齢バランスの取れた保育士構成への言及についてである。津志田保育園でもなかの保育園でも保護者の皆さんからのご意向があるため、市として、重視するものとした。法人提案型の公募のため、どういった提案を重視するか、民営化計画にない部分について保護者のみなさんからのご意向を取り入れていきたい。

○ そうすると、募集を掛ける前に、市に保護者の意見書等を出し、なかの保育園移管先法人募集要綱内に、盛り込んでもらうことは可能ということか伺いたい。

⇒ 法人提案型の公募であるため、重視するポイントとして盛り込むことは可能だ。

○ 保護者として、希望を汲んでくれる法人、つまり子どもに対して配慮いただける法人に決まっていたきたい。選定委員会が非公開なため、見えない法人に対して、保護者としてどれだけアプローチができるか模索している。引継ぎ保育や職員配置等、保護者の希望を伝える手段の一つとして、募集要項に明記いただくことは了解した。では、決定した法人と、その後、再交渉することは可能か伺いたい。

⇒ 再交渉の可否についてご質問をいただいたが、基本的に募集要項の条件については、選定委員会の前の段階でふりにかかり、条件を満たした法人のみが選定委員会の書類審査に係る。選定委員会では、法人の提案する内容、たとえば職員配置の項目について挙げれば、経験年数を重視することは勿論だが、年齢バランスが取れているか等を確認することとなる。選定委員会の選定、事務局による基本事項の確認を経て、市長の決裁となる。よって、募集要項にあがっている条件を満たす法人が選定されることとなる。

ただ、保護者に移管後の保育をイメージしていただかなくてはならない。基本的に現なかの保育園での保育の継承となるが、追加される保育サービスは何であるか等、分からない部分を確認し合う必要がある。そのような確認の場を、3者協議として持ちたい。

もう一つ、3者機関の中で建築設計の件についても、質問・要望・確認をしていくことになる。既に保育園経営している法人のため、園舎設計に当たり心配ないと思うが、保護者の希望等を伺う。

⇒ 付け加えてご説明する。再交渉と言うのは、イメージとして募集要項で決定していないところの詰めということでもよろしいか。3者会議は、民営化計画や募集要項の確認のほか、ざっくりばらんな形で保護者から意見や要望をお出しいただき、法人がそれにお答えするものである。他の自治体の例を見ても、募集要項等に記載がないものであっても、保護者からの要望や、法人理事会での承認等がある場合、移管後の保育に反映している。ただ、今回の件では、移管先法人が決定していないことがあり、おっしゃるところの再交渉でどこまで要望が実現可能かは不明ではあるのだが。

○ 正直に申し上げ、相手が見えないので雲をつかむような話だが、民営化計画内に、県内に保育園を運営している法人を対象にして、との記載がある。私は、私立保育園からなかの保育園に転園してきたので、現なかの保育園の保育内容を100%継承するのはできないのではないかと考えている。当然、法人のカラーがあるので、既存の保育園となかの保育園と、それぞれのカラーで経営するのは不可能だろう。例えば行事についても、寺社系なら独特の行事があるし、私立保育園の中には進路指導や英会話等をやっているところもある。そういうことをしたくない、と言うわけではないのだが、現なかの保育園のカラーが変わってしまうのではないかと心配である。

⇒ その点に関しては、基本は、現なかの保育園の保育を継承することは基本的条件である。

ただ、移管先法人から、その上で付加したい行事等があれば、それは3者協議で提案となる。保護者会と相談し、認められれば付加することになる。

⇒ その他にあるか。

⇒ 本日の資料について、お伝えしたい。最初は法人選定の考え方だけを資料としていたが、それだけではイメージがわきにくいため、津志田保育園の委員会設置要綱や募集要項を付け加える形となった。

○ なかの保育園の移管先法人募集要項に保護者の意向を加えるための期限はいつごろか。

⇒ スケジュールからいくと、4月上旬から中旬が期限になる。3月中に出していただければ問題ない。

○ 前々から疑問に思っていた点について伺いたい。民間委託に関しての公募はどのように行われるのか、その詳細を伺いたい。

⇒ 津志田保育園を例にすると、移管先法人募集要項を作成し、県内で保育所運営している全法人に通知をしている。公募前に法人向け説明会を行う。県内全法人を対象としているため、実地状況等を説明するものである。なかの保育園も同様に行いたい。

その後、期間を設けて公募し、選定委員会で選定する。

選定委員は学識経験者や保護者等5人構成で、会議は3回を予定している。1回目は募集要項内のどの点を重視するかを決定する。2回目は公募期間終了後、応募法人の運営する既存保育所を視察する。3回目は法人代表からヒアリングを行い、書類審査とあわせて選定する。

○ なかの保育園の保護者は市から文章をいただいております、民営化の内容が分かっていることと思う。しかし、職場や近所でも興味を持っている人がおり、どうなっているのか聞かれることがある。例えば高齢の方は、民営化に興味を持っていても、ホームページを見る環境がない。新聞や広報もりおかに過程を掲載することはないのか伺いたい。

⇒ 地域の方へ公募する旨お知らせする術と、という意味であろうか。

○ 公募の内容は必要ないが、保育所の民営化について、市の今後の子育て支援にとって大きな施策なので、一般に告知することがあってもいい。私達はたまたま説明会に参加させてもらっているから分かるが、地域住民等で興味がある方は、意外と多いはずなので、出来ればみんなの目に触れるようにしてほしい。逆に、入所児童の保護者でも、意外と分かっていない方もいらっしゃる様子である。

⇒ 確かに資料や議事録等はホームページに載せているが、アクセスした人しか見ることはできない状況である。広報もりおかへの掲載については、紙面が厳しい状況であり、経緯を定期的に掲載することは難しい。

また、広報もりおかは、対象が全市民であり、民営化について掲載するべきか否かという話もある。ただ、津志田保育園を含めた形で、広くお知らせして行かないとならないと思うので、担当課と協議して進めていきたい。

⇒ 今のところ紙面の関係で、全部掲載はホームページのみとなっている。先だっても、本宮

保育園移転について広報へ掲載依頼したが、実際の記事は縮小されてしまった。

- 事情はよくわかるが、そこを何とかしていただきたいという話である。また、興味を持たない方がいる、と言う話もあったが、それは現在の広報もりおかの掲載についても興味がない記事もある。また、現在興味がない方々も、いずれ親となり関わってくる問題である。私は、民営化に関して孫のことまで心配している。民営化が長期計画であることを考え、検討いただきたい。
- 今年度から新規入所のお子さんの世帯には、民営化についてどのように情報を提供しているのか。
- ⇒ 入所申込の面接の際に、直接お伝えしている。
- では、申込時になかの保育園を第一希望にしている場合、なかの保育園移転について知らせているということか。
- ⇒ はい。あわせて、平成23年度以降の第二次計画の話も、0歳クラスの児童なら関係してくるため、情報をお出ししている。
- ぶり返すようだが、広報もりおかの紙面について伺いたい。平成18年9月1日号で子育て支援特集があったが、その中に保育所民営化についてなんら掲載されていなかったのはなぜか。いつも、ホームページに掲載していると回答されるが、なかなか市役所のHPにアクセスすることないと言うのが正直なところである。広報もりおかへの、保育所民営化の掲載は、確かに無関係な人にもお知らせすることとなるが、子育て支援特集も、無関係な人がいるはずである。なぜ特集を組んだのか伺いたい。
- ⇒ 広報もりおかの特集については、号とテーマの設定を年度当初に行う。平成18年9月1日号の子育て支援特集は、子育て支援施策が、市の重点施策であり、また、つどいの広場を開設したため、興味のある方も多であろうことを勘案し、掲載決定の運びとなった。特集に保育所民営化を掲載しなかったのは、掲載内容が早い段階で決定していたこと、記事校正の締切りまでに民営化計画が公表されておらず、内部決裁がとれなかったためである。
- 民営化計画の決定は、8月8日だったかもしれないが、既にその前にホームページ等で方針は公表していた状況であった。そのことについて、一文を掲載してもよかったのではないか。
- ⇒ 私から内情をお話させていただく。児童福祉課は、保育係と児童家庭係の2係がある。児童家庭係は、子育て相談や虐待ケースなど相談業務等の事業を行っている。そのようなことも含め、掲載したい事業は、本当はもっとあったのだが、どうしても紙面が不足し、掲載しきれなかった。広報では、できるだけ多くの方々に関わる事業からお知らせしていく必要があることをご理解いただきたい。
- 事情はわかったが、今後の進め方としては、みんなに、よくわかるように、早め早めに公表してほしい。時間的な余裕を見て進めていけば、民営化に対する考えも、正直違っていたのではないか。今、反対されている親御さんたちとも、もう少し歩み寄った話し合いが出来たのではないか。これからはよろしく願いしたい。

- 選定委員の中で、保育園の指導監査を行う者とは具体的にどのような立場方なのか。
- ⇒ 保育園は、毎年県の指導監査を受けているので、その監査に携わっている方を委員に考えている。

選定委員会について、保護者の方にお問い合わせがある。選定委員会の第1回目を4月下旬に開催したいと考えているので、選定委員となるなかの保育園の保護者代表を4月早々に決めていただきたい。
- 2月から3月頃に次年度の保護者会の役員を決めるが、選定委員となる代表者と保護者会の役員を兼任するかどうかそこで検討する。
- スケジュールが強行すぎないか。7月には、選定委員会2回開催、法人決定、保護者会への説明会、三者機関の設置が予定されているが、ひと月の間にこんなにスケジュールがこなせるのか。
- ⇒ まず法人から応募がある。選定委員会の第2回目は応募のあった保育園を選定委員が視察する。書類審査と法人のヒアリングを経て第3回目に評点する。委員の合計点が最も高いところが予定法人となる。応募締め切りから法人選定までは1週間から10日の期間があれば決定できる。
- 応募者がいないときはどうするのか。
- ⇒ その時は、募集対象を広げることが考えられる。現在は県内法人を応募要件としているのを県外法人も対象にするなど。公益法人であるとか保育園の運営経験のある法人というような応募条件は崩したくない。
- 応募があるまでやるということか。
- ⇒ 応募がないということはあまり想定していないが、万が一応募がなければそのような方法が考えられるということ。
- 今の段階で津志田保育園にはどの程度応募がきているのか。
- ⇒ 応募はまだ開始していない。説明会には4法人が参加した。
- 選定委員会が応募法人を視察に行くということだが、津志田保育園の法人説明会は2回とも日曜日に開催したようだが、ぜひ平日に設定して、生活をしている子どもたちも含めて見てもらいたい。
- ⇒ 津志田保育園は、引き継ぐ建物などの条件を見てもらうということで日曜日に設定した。
- それはわかるが、実情を知らない市の考え方。なかの保育園を継承するのだから、実際の保育の現場をみてもらうべきだと思う。
- ⇒ 法人が決定した段階では、当然保育の様子を見ることが必要だと思う。今回はその前段階で、応募をするにあたって申込書を書くために必要な事項について現場で見てもらうための説明会。応募法人がそれ以外で見たい部分があれば対応するが、義務付けることは考えていない。

応募する法人はすでに保育園を運営しているので、保育はイメージできるが、園の建物や備品は実際に見てもらわないと応募のための書類作成や資金計画作成ができないので、その

ための説明会として行ったものである。

- 経営者の感覚としてはそれでよいと思うが、保護者として、法人にはなかの保育園の保育を継承することを大前提として応募してきてほしい。そのためには普段の保育を見てもらうことが必要なのではないか。
- ⇒ なぜこのような話しをしているかという、選ばれなかった法人は非公開としているということがある。選ばれなかった法人にはダメージもあるので、法人説明会も非公開にしている。

なかの保育園の方針や状況については、説明会の際に園長等から当然説明する。

- ⇒ 法人説明会は非公開だが、例えば、説明会の前に保育園の公開日を設けて法人に募集をかける際に情報を提供するという方法はどうか。

- ぜひ応募の前に見に来てほしいという勢いでやってほしい。
- ⇒ では、園の公開日を設けるというやり方で考えていきたい。
- ⇒ ここからは、移管先法人の募集要項についてご意見を伺いたい。
- 保護者の要望は募集要項に盛り込んでいけばいいということだが、それはいつ頃までにまとめればよいか。

- ⇒ 3月末頃までをお願いしたい。

- 例えば、募集要項の中に現在の保育園の保育内容を継承することという条件があるが、このような条件にあてはまらなければ、書類審査で落ちることもありうるのか。
- ⇒ 評点はこの条件に沿って行う。項目によるが、例えば、計画書上実施することとしているものができなければ落ちるし、重視するとしている項目ができていなければ評点が低くなる。
- 100%現在の保育を引き継ぐのが保護者の願い。法人が経営することで保育が変わってしまうのが不安なので、その部分の評点は厚くしてほしい。

- ⇒ 例えば、津志田保育園の募集要項では、保育園名は引き継ぐことという項目を入れた。これは、最初計画には載っていなかったが、保護者の要望を受けて盛り込んだもの。重視項目ではなく強い表現にしている。

- 移管先法人募集要項の中に、職員の経験年数について、「職員の経験年数に配慮し、バランスの取れた年齢層の職員配置を実施すること」という一文が加わっていた。保護者が何度となく要望したことが反映されていたので感謝している。

以前、引継ぎ保育について、引継ぎ期間を1年とっている市町村は全国的にあまりないので、十分と考えているという回答があったが、他の市町村がもっと短いからこれでいいというのではなく、保護者が安心してできる段階になるまで2~3年今のなかの保育園の先生を残してほしい。

- ⇒ 引継ぎ保育自体は公立保育園として保育を実施する。派遣された法人の職員も市の職員の身分で園長のもとに保育を行う。通常保育をしながらの引継ぎに加えて、主任保育士をフリーにしてお子さんの様子や園の保育の流れをつかんでもらう。その間は、加配となり、お子さんの保育にかける人数は増える。

移管後も2名分の加配ができるよう人件費補助を3年間実施する予定。また、三者協議やアンケート調査の定期的な実施、市のからの巡回指導などを考えている。

このようにお子さんにかかる保育を手厚く出来るよう様々な形での支援を考えているので、御理解いただきたい。

○ 2名加配は、なかの保育園の保育士が配置になるのか。
⇒ 法人への通常の保育所運営委託料の他に、2名加配するための補助を出して、手厚く保育をしてもらうということである。

○ 子どもにとっては親が変わるような感覚。しかも建物も変わる。ある程度の年齢まで成長したクラスの子どもは環境の変化になんとか対応できると思うが、1歳児2歳児の子どもは話して理解できるわけでもなく、影響が大きい。移管後になかの保育園の保育士を派遣することはどうしても出来ないのか。

○ 前回の説明会も同じ要望で締めくくったと思う。市職員の民間への派遣については条例がないから難しいという回答だった。保育園を民営化すること自体に条例改正が必要なのであれば、あわせて派遣についても特例として条例改正を検討できないかと要望した。

同様に、定期人事異動についても民営化対象園について、移管前2年間は凍結してほしいという要望もした。子どものことを考えたら、そこまで踏み込んでもいいのではないのか。

⇒ 人事異動に対するご要望については、職員課と協議し理解を得た。職員の個人的な事情もあるので、100%とは言えないが、可能な範囲内で配慮してくことを確認した。

○ 保護者としては、平成21年4月移管時になかの保育園の保育士がすべていなくなることが不安なのだ。3か月とか6か月とか短い期間でいいので、移管されてからのフォローとして、市が示しているような加配とか巡回指導ではなく、なかの保育園の保育士を派遣してもらえないかという要望だ。移管後に子どもたちの心理的負担がないことを確信したいので、なかの保育園を知っている保育士に残ってもらい、移管後にも保育を見る目をいれてほしい。

⇒ 例えば、なかの保育園の保育士のどういう立場の人に残ってもらいたいのか。

○ 担任をもたなくてもフリー保育の保育士として、なかの保育園の保育を継承できる保育士に残ってほしい。

○ 加配の2人をなかの保育園の保育士にしてほしいという単純な要望だ。

⇒ 現在の条例では難しい。派遣先の法人を特定して条例化することとなる。

○ 法人を特定しないで、民営化の移管先法人という形で条例化することはできないか。

⇒ 市が職員を出向させるということは派遣先に人的な援助をするということ。

現在では、全市的に社会福祉法人を管理している法人への派遣条例はあるが、その他にはない。条例化する際にはその都度派遣先法人の特定が必要となる。

○ 市の条例なのであれば、それを変えればいい話なのではないか。

⇒ 現在退職者不補充を基本に民営化計画をたてている。退職する保育士の数をみながら5年間で津志田保育園となかの保育園を民営化するという計画をたてているので、移管後に保育士を出向させると、どこかの園で保育士が不足するという。簡単には回答できない。

- そんなことをいったって、民営化のあおりでこうなってきたのだから、民営化をするというのはそちらの事情なのだし、そんなことを理由にされたら、「だったら、民営化をやめれば いいじゃない。」という話になる。
- さきほど、たったひとつのなかの保育園だとおっしゃった。私の個人的な話だが、この保育園でうちの主人も育ち、うちの息子と娘も育っている。取り壊すという話を聞いただけでもうちの子供たちは泣いていた。今のおっしゃり方では、たったひとつのなかの保育園が切り捨てられているような気がする。この保育園に私は7年いる。7年、365日中何日通ったか。どんなに後ろ髪を引かれて涙を流しながら職場に行ったか。私たちにとっては大事な保育園だ。たぶん、当事者じゃないから思いは伝わらないと思うが、主人も通い、子供たちも通い、この校舎で学んだのだ。それを3月31日からパシッと「市立から私立になります。受け入れなさい。」と、そう言われて受け入れているじゃないか。受け入れざるを得ないから。たったひとつ、なかの保育園のために他の保育園を犠牲にしないとイケないのかとおっしゃっているように感じられるが。
- ⇒ そういうことではなくて、いろんな条件があり、今すぐ返事をできないような難しい問題があるということをつつもりである。
- 20年に津志田保育園が民営化されるが、20年には20年まで働いていた先生方の人数が確実に退職者の人数と重なるということによろしいか。
- ⇒ そういうわけではない。数年前から退職者不補充ということでやってきている。その中で年度ごとに保育士の人数も計算しながら運営しているわけだが、60歳で辞めることを前提としている。ただし、保育士の私的な事情によっては、自分の事由によって解雇になる方もいる。だから計算上の計画通りにならず、早まる可能性がないとはいえない。そういうことも考えられるということで、21年度にはどうかという話を簡単にはいえないということである。
- そう言われるのはわかっていた。それであればなおさら予想している範囲以上に辞める方もいるかもしれないということのはずだ。であるならば、計画段階で3人分を入れたらどうなのか。出向分を計画に入れたらいいのではないか。第二次計画はどこも決まっていないという話だった。それならできるのではないか。もうちょっと柔軟に考えられないのか。
- ⇒ 柔軟に考えられないということではないが、今の段階でできるとかできないということはいえないということである。
- 即答しろと言っているわけじゃない。
- これは今出た話ではない。前回も出ている。しかし、今日の最初の回答は前回と一緒だった。5年先の計画が決まっていなくてあれば、最初からその辺に含みを持った回答をいただけなかったものか。
- 民間委託したらそれで終わりなのか。そういう姿勢が見えてしまう。その中で子供たちは生きていくのに。その中で子供たちは大きくなっていくのに。たったひとつのなかの保育園で育ってきた子供たちが税金を払っていくのに。
- 条例を変えられないということと人数が足りなくなるかもしれないということで、今は答

えられないのだという事でよいか。

- ⇒ それに加えて、職員組合との交渉もある。出向ということになるので。
- それは人事異動の範囲内ではないのか。
- ⇒ 出向なので、職員の身分が相手側の法人の所属になる。移管予定の法人から引継ぎで入ってくる職員と逆の扱いになる。移管予定の法人から来る職員は市職員の身分になるが、そういう話の場合は逆に移管予定法人の職員として法人から給料が支払われることになる。
- 市の職員のままではないのか。
- ⇒ 市の職員のままではない。
- 市の職員のままにすればいいのではないのか。
- ⇒ 現在、中核市移行の関係で県に市職員を派遣しているが、そのときには辞表を書かせられている。辞表を書いて県職員の身分になって派遣される。
- だから、そういう仕組みを変えたらいいのでは。
- ⇒ 県に派遣されれば県の仕事をすることになるので、県の負担でということになる。よって身分的には派遣先の職員ということになる。
- 市の職員が派遣されるんだから市職員のままでもいいじゃないか。
- 今、なかの保育園にいる臨時の先生を2人の加配の中に取り込むことはできないか。
- ⇒ それは相手方の法人がよければ可能である。本人の意向もあるし、移管予定の法人との相談もあるが、できるだけそういうことはお願いしたいと考えている。
- さきほどのご説明で私はとても傷ついた。
- ⇒ すみませんでした。
- 関係ないといわれているような気がした。たったひとつのなかの保育園のために市立の保育園を犠牲にすることはできないと。
- ⇒ いえ、そういうふうにはいったつもりではない。
- そういうふうには私とった。
- ⇒ それは説明の仕方が悪かったということだと思う。
- すごく傷ついた。
- ⇒ 条例上の話をしたつもりだった。
- くやしい。私はよくしていただいているとずっと思っていた。
- ⇒ それは私の説明の仕方が悪かったということだと思う。
- ここで結論が出る話ではないと思うので、今一度踏み込んだところまでお互い知恵を出し合って、変えられるものであれば条例も変えてやっていただけないものかと思う。引き続き検討していただけないか。
- ⇒ 何度も繰り返すにはなるが、ネックになるのは条例である。そのほかにもいろんな問題がある。
- 子供たちには関係ない。
- ⇒ 私は客観的に見て、いろんな問題があるということを行っている。条例を変えればという

話だが、今の条例の構成はこうなっているということを説明しているつもりである。

○ それはわかる。

⇒ その条例の構成を変えたとした場合、公立 18 園すべてについて変わることで、今までの説明内容に関わってくることになる。

○ そういうことをみなさんはわかって言っているのだと思うが、私たちはそういうことがわからない。

⇒ うまく伝えられないが、そういう問題があるということはわかっていただきたい。また、条例を変えということのほかにもいくつか問題があることも理解してほしい。決して軽んじているということはない。

私はこの職場に異動してきて、ずっとこういう仕事をしてきた。その中で保護者さんの意見もそうだし、計画もそうなのだが、できるだけ今のなかの保育園のやり方を新しい法人でも引き継いでもらうこととしている。混乱をなくすためにも、今のなかの保育園のやり方は必ず継承してもらうということで考えている。計画そのものは市の方針であるのでそれに従ってやっていくということなのだが、決して民営化が簡単なものだと考えていないし、軽んじてもない。保護者のこともあまり考えないということであれば、保護者説明会もそんなには必要ないのだと思うし、現実によその市での民営化に関する説明会の開き方を見ればもっと簡単にやっていて、実際にそれでうまくいっているところもあるが、そうではないだろうと思っていた。いずれ、言い方が悪かったということだと思うので、それは謝罪する。

今回、1月にこの津志田保育園の募集要項や選定の考え方を出したのは、12月の説明会で保護者の要望を移管先法人に対し、どのように出したらいいのか、どういう手段があるのかという話があったので、3月末くらいまでには、ある程度募集要項の項目を決めていただければ、それは盛り込めるのではないかなと考えたからであるが、保護者会としても3月にそういうことを言われたのでは大変だと思ったので、今のうちからそういう話をしておけば、皆さんが集まったときに相談がしやすいだろうということで、会長さんをお願いしてこの時期に説明会を開かせていただいた。

今回は、金曜日の夜の開催となったが、保護者の皆さんにご出席いただくにあたって参加いただけるものかどうかを懸念しながら開催したわけである。今考えると金曜日の夜は好ましくなかったのかなとは思っている。

○ 子供たちを置いてきているわけだから、本当は抜けてきたくはない。それでも子供たちのためにと参加している。話すことだって穏便にすませて、ハイハイと話を聞いていたほうが楽なのだ。でも、それではだめだと思ってこうやって一生懸命頑張っているんじゃないか。

⇒ 私が責任者なのでお答えする。実は日程の設定については、津志田保育園で保護者の代表の方と説明会の日程をいつにすれば皆さんが出られるかということについて相談をした結果、土曜日がいいということで実施してきた。しかし、中には土曜日だとだめだという方も少ないかもしれないがいらっしゃる。ならばそういう方のために、時間が短くてもいいから平日

に実施してはどうかということで、3日続けて説明会を開催した。その結果、初めて参加するという方もいらっしゃった。ということで、私たちは一人でも多くの人たちに参加してもらいたいし、今まで説明会に出たことがない方にも1回でもいいから参加してもらい、紙の資料だけではなく、直にことばで説明をしたいというように考えており、そういう判断のもとに今回の日程を設定したものであった。平日はだめだということであれば、今後は土曜日なり日曜日なりに開催することとするが、今回は、津志田保育園の例もあり、平日に設定させていただいたということだったので、そういう意もおくみとりいただければと思う。

⇒ 移管後の職員配置の関係だが、さきほどこちらから臨時保育士を3年間加配するという話をさせていただいた。皆さんからは正職員でという話があったが、移管法人が決定した後の三者協議の場で、法人側が今いる臨時職員を引き継いでくれるという話になればそれが一番いいわけなので、それは三者協議の場で引き続き協議していつてはどうか。

○ 臨時職員についてはそうかもしれないが、正職員の話はどうか。

⇒ 正職員を派遣するということは非常に難しいということである。

⇒ いずれ7月に移管先法人が決まるので、その後の三者協議の中でしっかりと協議をしていかないか。

○ 新しいことでできるようなことがあればどんどん出していただきたいし、こちらも難しいところはわからない中で、こういうことはできるのかということ質問していきたい。それを今できないからということではなく、意見交換をしていかないかといつまでも平行線になる。今は溝がすごく深い。4回目の説明会だが全然歩み寄れていないと思う。

これとは別に聞きたいことがある。私が1回目と2回目の説明会のときに質問したのだが、市の管理義務ということで何か事故が起きた場合、例えばけがであるとか薬の投与であるとかアレルギー除去食のミスであるとか、そういうことが起きた場合、公立の保育園の場合は市への報告義務があるが、私立に関しては事故報告がないということをお伺いした。これからは私立のなかの保育園になるわけだが、ぜひ認可されている保育園であれば全て市への報告を義務づけていただきたい。

⇒ その件については、前回の説明会の後で私立保育園の園長会に私が行って、今までは事故報告をいただいていたが、例えばころんでお医者さんにかかって保険を請求するというようなケースがあると思うが、その程度以上のものについては市にも報告をしてくれという話をして、何かあったときには私立保育園からもそういう連絡をもらうようにして、今はやっている。

○ 程度というのはどの程度なのか。例えば、除去食を間違えたが、たまたまその子は大丈夫だったという場合は、報告義務はないのか。その子がショック状態になれば報告義務が生じるのか。

⇒ 現状でお願いをしているのは事故報告ということなので、事故が起こったときに報告をってもらうということにしている。

○ けがをして、病院に行って、保険を使う。それ以上のものであれば報告してくださいとい

うことのようにだ。

⇒ 例えば、ころんで顔にちょっとしたすり傷がついてお医者さんにかかったということであれば、そういう場合も含めて報告してくださいということをお願いした。

○ 例えば、投薬ミスがあった、投与すべき薬を投与しなかった、けれどもその子はたまたま何もなかったという場合は、それは病院にはかかっていないから報告しなくてもいいのか。あと、除去食を頼んでいるのに除去食でないものを食べさせてしまった場合、その子がアレルギーのショック状態にならなければ、ショック状態になって病院に運ばれなければ、報告義務はないのか。そのときは、たまたまジンマシンが出なかった、アトピーが出なかったということであれば報告はしなくていいのか。私からすれば、事故が起きて保護者がそれを園に指摘したら報告義務はあると思うのだが。何もなかったからといっても、何かあってからでは遅い。

⇒ なかの保育園が公立から民間に変わるという大きな変化があるので、そのところは連絡を密にして、義務であるとか義務でないとかいうこととは別にしてやっていきたいと思う。これは当然のことだと思うので、三者協議でこのようにしていくことを決めていくことにする。保護者の方からそういう話が出るのも当然だと思うので。

○ この話を三者協議で決めていくのか。私は認可されている保育園であれば当然のことだと思っている。

⇒ そういうことであればまた別の問題であるので、民営化の協議とはまた別の場で考えていきたい。

○ だから民営化とは関係なく、認可されている保育園であれば全部、市に対して報告義務が必要なのではないかということを行っている。

⇒ これについては、県の監査機関でどの程度まで求められているのか確認させていただくこととしたい。いずれ、やらなくてはいけないことはやってもらうということになるし、そこは徹底していきたいと思う。

○ 苦情解決の仕組みという項目があるが、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員設置というものを明記することというのはわかるのだが、これは受付担当者と言わなければ苦情が解決できないということなのか。どの先生にいても解決されるということではないのか。この仕組みがあれば便利なかもしれないが、担当者の先生に必ず会えるかどうかというのわからないのだが。

⇒ 苦情解決の仕組みというのは、社会福祉法人だと必須となっている。保育所は全てこういう仕組みをつくらなければならないとされているものである。

○ ということは、なかの保育園にも現在あるということか。

⇒ そういうことになる。

⇒ 現在のなかの保育園でも、苦情は必ず園長まであがってくるような仕組みができています。苦情受付担当者もいるし、第三者委員の仕組みもできています。あとは各先生に自由に苦情を言っただけでもそれを集約するようにしている。

- ⇒ ということで、公立はもちろんだし、保育園には必ずあるものとなっている。なので、わざわざ書かなくてもいいものともいえるのだが。
- 文章にされると、今まではどの先生に言っても話が通じていたのに違うようになってくるのかなと思ってしまった。
- ⇒ 今までと同じということになると思う。
- わかった。
- ⇒ 細かいところであっても、誤解や間違っただ判断もあると思うのでそれはひとつひとつ明らかにしていったほうが良いと思うので、これからもよろしくお願ひしたい。
- ⇒ 実は、今の話は大きな問題である。今回、岩手県内では例がないということもあり、株式会社は外して公募するわけだが、ほかのところでは株式会社で人気になっているところもある。そういうところがどうやって信頼を得ているかという、苦情対応を徹底しているようだ。どんな小さな苦情でも必ず第三者委員会にあげているし、研修も徹底してやっている。それから第三者評価も自ら受ける。それでもって信用を得ている。
- そういう仕組みができてきているというのは当たり前なのだとすることはわかった。
- ⇒ 加えて、職員研修のことについてなども当たり前のことを書いているわけだが、そういうことをやってくださいというイメージを示している。それに対して各法人が、例えばうちはこういう研修を年に何回やるということを出してもらえばそれに対して評価をしていくということが考えられる。こういうことを評価項目にしていくということになるのだと思う。普通にやっていることのほかにこういうことをやっていくということがあれば、そういうことを示してもらふことになる。
- ⇒ そろそろ予定の時間も過ぎるので、会を閉めたいと思う。
- ⇒ 今後の日程の件だが、津志田保育園では、もしかしたら新たに参加できる方がいるかもしれないということで、平日に3日続けて説明会を実施したが、もし、今まで参加していただいていない方が、平日であれば参加できるということであれば、日程を調整したいとは思ふがどうか。
- 希望があればということになると思う。人それぞれなので、土曜日がいいという方もいれば、中には平日の夜がいいという方もいると思う。ただ、一番希望が多かったのが土曜日だったので、土曜日でお願いしたということである。
- ⇒ 新しい内容について説明するときは土曜日のほうがいいのだと思う。同じ内容をもう一度説明する場を平日に設ける考えもあるので、どうしても、平日のほうがいいという方がいらっしやれば、平日の説明会も市としてはやっていきたい。
- 津志田では平日にやったとのことだが同じ時間でやったのか。
- ⇒ 同じ時間で実施した。フリートーキングということで実施した。
- それはいい。
- ⇒ 3人とか5人とかいう人数で車座になって行った。
- ⇒ もちろん必ずそうしろということではない。

⇒ 基本的に保護者の方は皆さんに資料をお配りしているし、特にもなかの保育園の場合は会長さんが、説明会終了後に内容をまとめていただいて、保護者さんに内容を流していただいているので、保護者さんは内容についてある程度はわかってくさっているのかなと思っている。ただ、市としては1歳、2歳のお子さんがある保護者さんは直接関係するので、一度は参加していただき、疑問点があれば話してほしいと思っている。もちろん必ず来なさいとは言えないのだが。

○ このことについては、なかの保育園の保護者の責任もあるかもしれない。津志田保育園の保護者とうちの保育園では温度差があると思う。

⇒ 移管の時期が、平成20年と21年で1年違うので、そういうところは影響としてあるのかもしれない。

○ 「もう決まっていることだ。」とよく言われる。でも、そうではなく無駄じゃないのだよということをアピールして、話し合いしていかなければならないということを書いていきたい。

⇒ 津志田保育園では、資料に基づく説明ということではなくて、フリートキングのようなかたちで、思っただけでしゃべること、あるいは内容を理解できないところを出してもらい、理解を深めてもらうために、新たな資料も出さずに既にお配りしている資料の内容について自由に話してもらおうということでやった。普段は、人数が多いとなかなか話づらいつつ、強く話す方に引きずられて言えないという方もいらっしゃったので、車座になって、逆に市から保護者に何かわからないところはないかというように質問しながら、保護者さんの悩んでいることや要望を聞いた。ただ、あまり多くの時間は取れないということで、時間は1時間と決めてやらせていただいたが、逆に良かったという声もあった。

⇒ 夕方5時30分から6時30分くらいまでの時間で、保育園に1時間預かってもらいながら実施した。

○ 夕方だとご飯の準備があるが、今日くらいの時間だとそこまで待たせられない。時間は短いほうがいい。

○ 一日で一番忙しい時間なので。

⇒ 市からすれば、1人でも2人でも3人でもいい。まだ、一言も話をいただいたことがない方からお話を聞きたいと思っているので、大人数でなくてもいい。何人かずつでもかわりをもっていきたいと考えている。

⇒ やはり資料を見ているだけと、直接話をして質疑を行うのでは違う。

○ 実は、今日は参加するのをやめようと思っていたが、前回の説明会の際の要望が文章に盛り込まれたので、今回も参加した。話したこと全部とはいかなくても、こうして話したことがかたちになっていけば説明会に参加してよかったと思えるので、これからは要望そのままでは難しいことであっても、かたちを変えてでも盛り込んでいってほしいなと思う。

⇒ 説明会の方法については、市でもいろいろ工夫しながらやっていこうと思っている。保護者会としてこういったテーマでやってほしいということがあれば、そういうものも盛り込みながら開催していきたいと思う。

⇒ 今後のことは今まで同様、会長さんと相談しながらやっていきたい。